

## 若年貧困層の生活実態と生活課題に関する考察

### —京都市の緊急一時宿泊事業利用者調査から—

○ 佛教大学 加美 嘉史 (会員番号 4566)

キーワード：シェルター事業・若年貧困層・精神疾患

#### 1. 研究目的

本研究において対象とする京都市の緊急一時宿泊事業（以下、シェルター事業とする）は、ホームレス対策の一環として行われてきた事業だが、同市のシェルター事業の特徴は路上生活者だけでなく、スクリーニング前の幅広い生活困窮者、例えば若年層、女性、刑余者、障がい者など不安定な居住環境にある多様な層の生活困窮者が利用していることにある。本研究はそうしたシェルター事業利用者の多様性に着目するとともに、特に若年利用者に焦点をあて、その実態と生活課題の背景を明らかにすることを目的としている。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究が研究対象とするシェルター事業は、国のホームレス対策として2000年度から実施されてきた。2008年秋のリーマンショックの影響により仕事と住居を失った生活困窮者が増えるなか、政府は2009年から旅館、空き社員寮等の借上げ（借上げ方式）によるシェルター事業が実施された。京都市では2009年11月からシェルター事業を実施し、2013年度現在、市内3か所の簡易旅館を借り上げた「借上げ方式」（定員60名、但し11～3月は定員95名）と生活保護法の更生施設内に緊急一時宿泊施設枠（定員20名）を設けている。本研究は特に「借上げ方式」によるシェルター事業を対象とし、2012年4月1日～2013年3月31日に借上げ方式のシェルターを利用した597名のデータを集計した。データ化されたケース記録から年齢、利用日数、退所状況、学歴、職歴、成育歴、健康状態、障害の状況、逮捕・服役歴などのデータを抽出、集計を行ったが、ここでは特に40歳未満の若年利用者の生活課題、成育歴等を中心に考察を行っている。なお、若年層の定義については15～34歳を指す場合が多いが、近年は30代を若年層に含むケースも少なくない。本研究では40歳未満を若年層としている。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会「研究倫理指針」に従い、調査対象者の匿名性の確保やプライバシーの保護など個人情報の取り扱い、データ管理等に十分に留意した。データはすべて匿名化したうえで統計的処理し、個人が特定できない方法で公表するなど倫理的配慮を行った。なお、本研究の調査実施にあたり、事前に佛教大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会による審査を受け承認を得た。

#### 4. 研究結果

(1)「借上げ型」シェルター事業利用者（597名、2012年度）の概況

①性別：男性84.3%（503名）、女性15.7%（94名）。②年齢（2012年度末時点）は、40歳未満：24.5%、40～59歳：43.0%、60歳以上：32.5%。③シェルター利用日数は1～7日：19.8%、8～30日：32.0%、31～60日：28.0%、61日以上：20.3%などとなっている。

(2)若年利用者の主な特徴点

同市のシェルター事業では40歳未満利用者が約4分の1（146名）を占めているが、ケース記録からは主に以下のような若年利用者の実態が明らかとなった。①40歳未満に多い精神疾患・精神障がいの症状：40歳未満（146名、男性120名：女性26名）利用者のうち症状を訴えて受診している者が55.5%を占めており、若年層のうち精神疾患・精神障がいの症状のある者が35.6%（52名）を占めていた。他年齢層に比べて若年層に精神疾患・精神障がいの症状のある利用者が多く見られた[註1]。また、ケース記録に記載された症状としては、睡眠障害（不眠）、薬物依存（麻薬・眠剤等）、うつ病、パニック障害などが特に多かった。②低学歴：40歳未満利用者のうち最終学歴「中卒・高校中退」が43.8%を占める。③成育歴的特徴：40歳未満利用者のうち子ども時代に「親の離婚経験あり」が30.1%、また「被虐待・ネグレクト経験あり」と記載されていた者が8.9%あった。そのうち精神疾患・精神障がいのある利用者（52名）の場合は「被虐待・ネグレクト経験あり」は17.3%であった。④親との関係：40歳未満利用者のうち「親と音信不通」は48.6%で約半数を占めていた。⑤借金：40歳未満の利用者のうち「借金あり」と記載されていた者は46.2%であった。

## 5. 考察

若年利用者の成育歴的特徴として家庭崩壊を経験し、親との関係が断絶している者が多く、経済的・精神的に親には頼れず、不利な環境にあった者が多いといえる。若年利用者の場合、他年齢層に比べ精神疾患・精神障がいの症状のある者が多いことが確認されたが、その背景には不安定で劣悪な就労体験や居住・生活環境に加え、家庭崩壊など過酷な家庭環境による影響も考えられる。今後、生活史的視点からさらに詳細な分析が必要だが、若年貧困層が抱える複合的な生活課題は重層的に形成されてきたと考えられる。

今日、稼働年齢層の生活困窮者に対して短期間で早急な「就労自立」を標榜した就労支援の強化が示されているが、若年層をはじめとした生活困窮者には心身の健康破壊、目に見えにくい疾病、障がい等を抱えている者が多い。さまざまな生活課題を抱えた生活困窮者に対してはまず居住と精神的安定を図るとともに、丁寧な段階的・中長期的視点の支援が欠かせない。生活保護等を適切に活用して居住・所得保障を図りつつ、若年貧困層の主体性と協同性の回復・発達を意識した社会生活支援や就労支援の実践的構築が課題である。

[註1] 精神疾患・精神障害の有無はケース記録に精神科通院、診断結果等の記載のある場合に限り「あり」とした。なお、シェルター事業利用者597名のうち精神保健福祉手帳所持者は12名であった。